

平成 23 年度女性に対する暴力対策関係予算（案）

平成 23 年度予算（案）額

1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(1) 日本司法支援センターにおける被害者支援の実施

日本司法支援センターにおいて、関係機関・団体と連携を図りつつ被害者の支援を実施する。

16,554 百万円の内数

(2) 性犯罪者処遇の充実強化（矯正処遇）

加害者について、再犯防止のための矯正処遇の充実・強化を図る。

87 百万円

(3) 性犯罪者に対する処遇強化（社会内処遇）

加害者について、再犯防止のための社会内処遇の充実・強化を図る。

2 百万円

(4) 社会復帰支援（婦人補導院の運営）

売春の勧誘を行うなどした女性について、その社会復帰を支援するため、婦人補導院における補導を実施する。

20 百万円

2 人権擁護制度

「男女共同参画社会基本法」第 17 条の規定の趣旨を踏まえ、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るため、人権の擁護に関する事項を所掌する法務省の人権擁護機関として、同法の趣旨に反する人権問題に関する相談に適切に対処する。

(1) 女性の人権ホットラインの充実

男女共同参画社会基本法の趣旨に反する人権問題に関する相談等に適切に対処するため、平成 12 年度に全国の法務局・地方法務局に専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置したところであるが、この「女性の人権ホットライン」が一層活用されるように広報を行い、平成 18 年度からナビダイヤル化して、その相談体制の充実を図っている。

4 百万円

(2) 男女共同参画問題研修実施経費

人権擁護委員に対して、男女共同参画社会の理念及び性別による差別的取扱いなどの人権侵害による被害者の相談に適切に対処するために必要な知識の習得を図るため、全国 8 箇所で開催研修会を実施する。

9 百万円